

～ 陸上貨物の荷主・配送先・元請事業者等のみなさまへ ～

荷役作業の安全確保が急務です！

災害防止のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

厚生労働省補助事業

荷役ガイドラインに基づく荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の過半数は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。そのうち多くは荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。

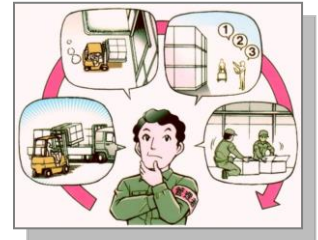
本年度は、この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）を全国47か所で開催していますが、群馬県では下記日程により開催いたします。

この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるものです。荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

なお、講習会の空き状況は陸災防ホームページ (<http://rikusai.or.jp>) にてご確認ください。

～講習会の主な内容～

- 1 開催日時 令和3年10月21日（木）13:00～17:00
- 2 開催場所 群馬県トラック総合会館（前橋市野中町595）
- 3 講習会の内容
 - (1) ご挨拶
 - (2) 荷役災害防止担当者教育（群馬労働局・陸災防）
 - (3) 質疑応答
 - (4) アンケート記入
- 4 定員等 36名（申込締切：10月8日（金）※但し、定員になり次第締め切ります。）
- 5 参加費及びテキスト代 **無料**
- 6 参加申込



下記申込書にご記入のうえ、陸災防群馬県支部（Tel 027 - 261 - 0244・Fax 027 - 261 - 7576）へファックスでお申し込み下さい。

こちらから受講票等は送付いたしません。満席時のみご連絡いたします。

7 修了したことを証する書面

本講習会を受講された方には、「講習修了証」をお渡しいたします。

陸災防群馬県支部 FAX 027-261-7576

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名	ふりがな	ふりがな
事業場名	(業種:)	
所在地 電話番号 ご担当者氏名	〒 Tel ご担当者	

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外では使用いたしません。

(表面)

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（抜粋）

平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号

第3 荷主等の実施事項


1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

陸運事業者と連携して、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等の中から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止のために必要な教育を実施すること。

 ガイドライン全文は、次の厚生労働省ホームページでご確認下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-3.html>

荷役ガイドラインに基づく荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷役作業の安全衛生教育	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械の安全な使用	1.0
4 陸運事業者との連絡調整	(1) 荷役作業（配送先での荷卸し作業を含む。）における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4.0